

令和3年函審第15号

裁 決  
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士  
受 審 人 b  
職 名 B船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。  
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月8日01時50分

北海道サロマ湖

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	4.9トン	3.4トン
登 録 長	11.90メートル	10.60メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		228キロワット
漁船法馬力数	330キロワット	

### 3 事実の経過

#### (1) サロマ湖の状況

サロマ湖は、ほぼ全面水域に20以上の区画に分割されたほたて貝養殖区域が設定されており、隣接した区画と区画との間に水路が設けられ、同湖の東部には東西方向の長さが数キロメートル、幅100メートル未満の中通路と呼称される水路があり、同通路の北側には反射材付きの赤旗が、南側には反射材付きの緑旗がそれぞれ設置されていた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、同スタンド上面に磁気コンパス、左舷前部に機関遠隔操縦装置、右舷前部に魚群探知機兼用のGPSプロッターをそれぞれ備えたほたて貝養殖漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、稚貝の揚収作業の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年9月8日01時35分北海道栄浦漁港を発し、サロマ湖東部に敷設された養殖施設に向かった。

a受審人は、航行中の動力船を示す法定の灯火を表示するとともに探照灯を点灯し、乗組員を船尾甲板で待機させ、自らは操舵スタンド後方に立って操船に当たり、01時48分半僅か前北海道北見市に所在する四等三角点九里番屋（以下「九里三角点」という。）から169.5度（真方位、以下同じ。）1,170メート

ルの地点で、針路を270度に定め、14.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、探照灯で反射材付きの赤旗を照射しながら続航し、01時50分少し前九里三角点から198.5度1,210メートルの地点に達したとき、左舷船首2度210メートルのところに、Bの白、紅2灯及び探照灯の灯火を見ることができ、このまま針路を保てば東行中の同船と左舷を対して約40メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、周囲を一見して他船を見掛けなかったことから、左転しても支障ないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、針路を前示養殖施設に向く235度に転じて速力を10.0ノットに減じ、新たな衝突の危険を生じさせて進行した。

こうして、Aは、01時50分九里三角点から200.5度1,270メートルの地点において、原針路及び原速力で、その左舷船首部がBの左舷船首部に前方から49度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪前方に磁気コンパス、舵輪後方に椅子、左舷側に機関遠隔操縦装置、右舷側にレーダー、GPSプロッター2台及び魚群探知機をそれぞれ備えたほたて貝養殖漁業に従事するFRP製漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、作業員3人を乗せ、稚貝の揚収作業の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日01時12分栄浦漁港を発し、サロマ湖東部に敷設された養殖施設に向かった。

b 受審人は、01時15分養殖施設に到着して稚貝の揚収作業を

始め、稚貝約1.5トンを揚収して同作業を終え、01時45分同施設を発進して帰途に就いた。

b受審人は、航行中の動力船を示す法定の灯火を表示するとともに探照灯を点灯し、GPSプロッターを作動させ、作業員3人を船尾甲板で作業に当たらせ、自らは椅子に腰を掛けて操船に当たり、01時49分半少し前九里三角点から217.5度1,380メートルの地点で、針路を104度に定め、機関を回転数毎分2,550に掛け、19.5ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、探照灯で反射材付きの緑旗を照射しながら続航し、01時50分少し前九里三角点から207.5度1,300メートルの地点に達したとき、左舷船首16度210メートルのところに、Aの白、紅、緑3灯及び探照灯の灯火を見ることができ、左舷を対して約40メートル隔てて無難に航過する態勢で西行していた同船が自船の前路に向け、左転して減速し、新たな衝突の危険を生じさせて接近する状況となったが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらないまま進行し、Bは、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたものの、後修理され、Bは、左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷を生じるとともに同舷船尾外板が大破し、後廃船処理され、b受審人及びBの作業員3人が、頸椎捻挫、左肘打撲、左眉毛部挫創等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、夜間、サロマ湖において、西行するAと東行するBが衝突したもので、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がなく、適用される北海道条例等の規定もないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることとなる。

事実の経過で示したとおり、両船が210メートルに接近した衝突の15秒前、Aが東行中のBの前路に向けて左転して減速したことにより、左舷を対して無難に航過する態勢であった両船間に衝突の危険が生じたもので、両船に定型的航法を適用するための時間的及び距離的余裕があったものとは認められないことから、本件は予防法第38条及び第39条を適用し、船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、サロマ湖において、西行中のAが、見張り不十分で、左舷を対して無難に航過する態勢で東行中のBの前路に向けて左転して減速し、新たな衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、夜間、サロマ湖において、養殖施設に向けて西行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、周囲を一見して他船を見掛けなかったことから、左転しても支障ないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、左舷を対して無難に航過する態勢のBに気付かず、左転して減速し、新たな衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人及びBの作業員3人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

b 受審人は、夜間、サロマ湖において、栄浦漁港に向けて東行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、左舷を対して無難に航過する態勢から自船の前路に向け、左転して減速し、新たな衝突の危険を生じさせて接近する A に気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく進行して衝突を招き、A 及び B 両船それぞれに損傷を生じさせ、B の作業員 3 人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 3 日

函館地方海難審判所

審判官 植 松 正